明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（ホ）　法第41条第3項の規定による証票の場合

（表面）

第　　号

令和　　年　　月　　日交付

漁港漁場整備法第41条第3項の規定による証票

写　真

職　　名

氏　　名

生年月日

（裏面）

漁港漁場整備法（抄）

第41条　市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣は、第6条の規定により漁港の区域を定め、又はこれを変更するために必要があると認める場合には、漁港関係者若しくはその組織する団体に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は5日前にその所有者若しくは占有者に通知して、他人の土地若しくは水面に立ち入り、測量若しくは検査をすることができる。

2　農林水産大臣は、必要があると認める場合には、漁港管理者に対し、その職務の執行に関して必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、事業場、事務所その他の場所に立ち入り、質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3　前2項の規定による立入り、測量、検査又は質問をする者は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

4　（略）

第46条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～三　（略）

四　第41条第2項の規定による職員の立入り、測量又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

漁港漁場整備法施行令（抄）

第28条　次に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務は、法第44条の規定により都道府県知事（第1号に掲げる事務のうち、第1種漁港（その所在地が一の市町村の区域内にあり、かつ、その漁港管理者が当該市町村であるものに限る。）に係るものについては、市町村長）が行うこととする。

一～四　（略）

五　第1種漁港及び第2種漁港（それぞれ、その所在地が二以上の都道府県にわたるものを除く。）についての法第41条第2項の規定による報告若しくは資料の提出の要求、立入り、質問又は検査（当該漁港の漁港管理者が都道府県である場合を除く。）

2～4　（略）